



給与と計算業務の重要性和と注意点

「給与は会社からのラブレターだ」

と、どこで聞いたのか定かではありませんが、深く心に残っている一言です。

つまり、給与は、会社からの感謝の気持ちを表すもので、正確に支払うことが重要なのです。また、実務上でも、給与計算ミスは社会保険料の決定や、労働保険の年度更新の計算、年末調整さらには翌年の市民税にも影響を及ぼす可能性があります。近年は給与計算ソフトの導入が進んでいますが、その設定には注意が必要です。以下に給与計算時の注意ポイントを挙げてみます。

112

【給与支給額の確認ポイント】

- ① 昇給月の基本給が正しいか確認。
- ② 家族手当や住宅手当、通勤手当など、状況変化に対応した手当の支給ミスがないか確認。
- ③ 残業単価の計算基礎に含まれない手当が入っていないか確認。
- ④ 有給休暇の手当の支給ミスがないか確認。
- ⑤ 給与規程等に基づいて遅刻・早退・欠勤控除が適切に行われているか確認。
- ⑥ 固定残業代を超える残業代の計算が正しいか確認。
- ⑦ 月による手当（例えば皆勤手当）の変動により残業単価に変更が生

じる場合に単価を間違えていないか確認。

【控除額の確認ポイント】

- ① 社会保険や雇用保険の加入者か確認。
- ② 税法上の扶養家族の人数が正しいか確認。



- ③ 副業の税金控除は甲欄適用なのか乙欄適用なのか確認。
- ④ 副業先と自社両方で社会保険に加入している場合の社会保険料の金額に誤りがないか確認。
- ⑤ 社会保険料の控除が正しく行われているか確認。

確認（対象者が40歳以上かどうか、3月の健康保険料・介護保険料改定時や算定基礎や随時改定時の等級変更など）

⑥ 70歳以上の従業員への厚生年金保険料控除が誤ってされていないか確認。

⑦ 育児休業取得中の社会保険料の免除が正しく行われているか確認。（男性の出生時育児休業を取得の場合、月の途中に14日以上育児休業を取得しているか、あるいは月末をまたいで育児休業している場合、社会保険料を間違って控除してしまうといけないか確認。（年金事務所には保険料の免除の届出が必要です）

以上の点に注意し、自社のルールに基づいた給与チェックシートを作成し、正確な給与支給を

機関誌『Meihoku』抜粋記事とSSH通信（労働壁新聞）は当協会のホームページでご覧いただくことができます

気になる記事をもう一度、社内会議の資料に、安全衛生委員会のテーマに、ご活用ください。



名北労働基準協会 機関誌『Meihoku』編集室

イラスト・伊藤香澄